

# 貯蓄預金

令和元年 10 月 1 日現在

商 品 名	貯蓄預金
販 売 対 象	個人のみ
期 間	期間の定めはありません。
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	随時預入 1円以上 1円単位
払 戻 方 法	随時払戻しできます。
利 息 (1) 適用利息 (2) 利払方法  (3) 計算方法	変動金利 預入最低金額により I 型（預入最低額 30 万円以上）および II 型（預入最低額 10 万円以上）の 2 段階の金額階別設定を行い、毎日の最終残高がそれぞれの型式に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各型式の利率を適用します。 年 2 回（3 月、9 月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
税 金	利息には 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます）
手 数 料	・キャッシュカードによる払戻しあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求します。（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください） ・I 型（預入最低額 30 万円以上）は 1ヶ月間（毎月 1 日から月末まで）に 5 回を超えて払出しをするときは、その回数を超えるそれぞれの払出しについて 110 円（消費税等を含む）の手数料を徴求します。
付 加 で き る 特 約 事 項	・普通預金との間で資金を移動させるスウィング（自動振替）サービスの取扱いができません。 ・マル優の取扱いができません
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	——
金 利 情 報 の 入 手 方 法	金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置 紛 争 解 決 処 置	< 苦情処理措置 > 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9 時～17 時、電話 0766-74-4101）にお申し出ください。 < 紛争解決措置 > 富山県弁護士会（電話 076-421-4811）金沢弁護士会（電話 076-221-0242）、福井弁護士会（電話 0776-23-5255）、東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
そ の 他 参 考 と なる 事 項	・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取りはできません。 ・「総合口座」の取扱はできません。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます）